

議案第28号

日野町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について

日野町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和6年3月22日提出

日野町長 埴田 淳一

日野町議会の個人情報の保護に関する条例の改正が必要な理由と概要

1 背景及び趣旨

情報公開及び個人情報保護の審査会に係る事務については現在鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会を設置し委託しているが、これを廃止し令和6年4月1日から鳥取県情報公開・個人情報保護審査会に委託するため、関係条例について所要の改正を行うもの。

2 改正内容

・第44条中「鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会」を「地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する審査会」に改める。

3 附則

令和6年4月1日から施行する。

日野町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

日野町議会の個人情報の保護に関する条例(令和5年日野町条例第2号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(審査会への諮問)</p> <p>第44条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、議長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、<u>地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項に規定する審査会(以下「審査会」という。)</u>に諮問しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(審査会への諮問)</p> <p>第44条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、議長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、<u>鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)</u>に諮問しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2 略</p>

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。